

橋 農 振 第 1504-3 号
令和 7 年 3 月 13 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

橋本市長 平木 哲朗

市町村名 (市町村コード)	橋本市 (30203)
地域名 (地域内農業集落名)	紀見地域 (柱本、矢倉脇、慶賀野、橋谷、御幸辻、胡麻生、北馬場、紀見、細川、境原、杉尾、城山台、三石台、光陽台、小峰台、しらさぎ台)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月29日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 集落人口の減少と高齢化が進み、農業の担い手が減少しており、遊休農地や耕作放棄地が増加している。
- 農業用機械の搬入が困難な農地や不整形地は利便性が悪く、遊休農地化が進んでいる。
- 兼業農家が多く、特に稲作農家は農機具の購入に膨大な経費を要するため、定年後の就農や農業用機械の更新が厳しく、遊休農地が増加している。
- 鳥獣害や害虫（クビアカツヤカミキリやカメムシ）の被害が増加している。
- 物価高などで経費が増えているが、農産物の価格に転嫁できていない。
- 定年が延長されていることで、農業の世代交代が進みづらくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 農地中間管理事業の活用方針
 - ・後継者の目途がついていない農地所有者は、農地中間管理事業の活用を検討する。
 - ・貸出希望農地の状況を整理して、受け手が情報収集しやすいようにまとめる。
 - ・地域ごとに「農業重点地域」を作り、重点地域に対して農地中間管理事業を推進する。
 - ・新たな農業者に勧められる農地を見極め、利便性や収益性が高い遊休農地を優先的に貸出す。
- 農業者連携
 - ・今後も将来農業について話し合える場をつくる。
 - ・グループ化や集落営農により農業用機械の貸し借りや人材不足の解消などを検討する。
 - ・女性農業者の参入を促進し、活躍できる体制を整える。
 - ・地域のリーダーとなる農業者の育成を行う。
 - ・地域の農業者、土地の所有者が一体となって農地の保全に取り組む。
- 販売促進
 - ・地元のコメに付加価値をつけてEC販売するなど、所得向上を目指す。
 - ・米などの土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物の生産を目指す。
 - ・地域ごとに特産品となる農作物を作り、所得向上につなげていく。
- 兼業農家支援
 - ・住宅街に隣接する都市型農地として、兼業農家や定年退職後の就農による農地確保を推進する。
- 鳥獣害対策
 - ・地域全体で鳥獣害対策（電気柵の設置や追い払い等）に取り組む。
- 農業者への支援
 - ・橋本市農業振興条例に基づく補助事業を活用して農業者を支援する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	244 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	208 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

区域は紀見地域の農業振興地域を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して、認定農業者や認定新規就農者などの担い手への集積を促進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
事業をわかりやすく周知し、活用を促す。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業振興条例を活用して、農地の効率化を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手となる認定新規就農者を積極的に受入れるとともに熟練農業者との連携を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①国・県・市の補助制度を活用して鳥獣並びに病虫害の防除対策を推進する。
 ③県の補助事業を活用してスマート農業の導入を図り、農作業の省力化や効率化を高める。
 ⑤県の補助事業を活用して樹園地に園内道を整備するなど、農作業の効率化と安全性を高める。
 ⑦日本型直接支払制度などを活用して、地域の共同活動による保全・管理を行う。
 ⑩橋本市農業振興条例に基づく補助事業を活用して、農業生産の効率性を高めると共に販路拡大を図り、収益拡大を図る。